

2023年3月2日

一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会  
会員様向け 第2回個人情報保護法勉強会

# スマートシティと個人情報保護法 ～ガイドラインの解説とFAQ～

T M I 総合法律事務所 パートナー  
弁護士・情報処理安全確保支援士  
寺門 峻佑

## 寺門峻佑 (てらかど しゅんすけ)

TMI総合法律事務所 パートナー弁護士（日本・NY州）

情報処理安全確保支援士

情報セキュリティ監査人補

URL : [http://www.tmi.gr.jp/staff/s\\_terakado.html](http://www.tmi.gr.jp/staff/s_terakado.html)



- RIZAPグループ株式会社社外取締役監査等委員、株式会社インティメートマージャー社外取締役、TMIプライバシー＆セキュリティコンサルティング株式会社取締役、内閣サイバーセキュリティセンター・タスクフォース構成員、陸上自衛隊通信学校非常勤講師、経済産業省大臣官房臨時専門アドバイザー、滋賀大学データサイエンス学部インダストリアルアドバイザー等を歴任。
- データ利活用における個人情報保護法・各国データ保護法対応、情報セキュリティインシデント対応・情報セキュリティ管理体制構築を中心としたデータ・プライバシー・サイバーセキュリティ領域、グローバル内部通報制度の構築やフォレンジックを含む不正調査対応を含めた、コンプライアンス・ガバナンス領域、システム/アプリ開発・ライセンスビジネスを中心としたIT法務・紛争、を主に取扱う。
- 口サンゼルスのQuinn Emanuel Urquhart & Sullivan, LLPにおける国際紛争案件、サンフランシスコのWikimedia Foundation, Inc.法務部における各国データ保護法・各国著作権法・ドメイン保護案件、エストニアのLaw Firm SORAINENテクノロジーセクターにおけるeコマース・Fintech関連案件の経験も有する。

# アジェンダ

---

1. スマートシティと個人情報保護法
2. 業界別ルール
3. 改正電気通信事業法
4. ガイドラインの解説
5. 実務Q&Aセッション

# 1. スマートシティと個人情報保護法

- (1) スマートシティとデータ連携
- (2) スマートシティと個人情報保護法
- (3) 改正個人情報保護法
- (4) 情報漏えいインシデント対応

# (1) スマートシティとデータ連携

住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。

## 【ポイント】

### ① 生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供

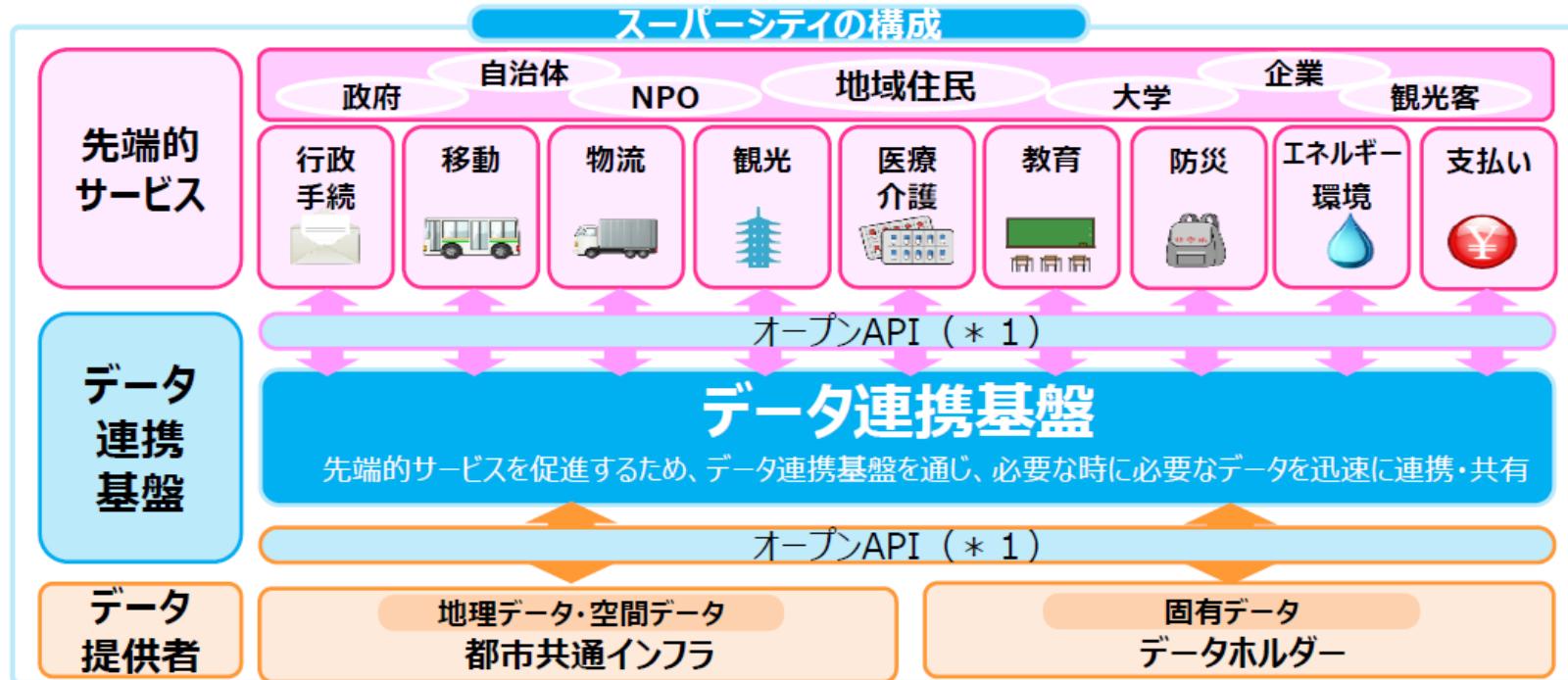
AIやビッグデータなど先端技術を活用し、行政手続、移動、医療、教育など幅広い分野で利便性を向上。

### ② 複数分野間でのデータ連携

複数分野の先端的サービス実現のため、「データ連携基盤」を通じて、様々なデータを連携・共有。

### ③ 大胆な規制改革

先端的サービスを実現するための規制改革を同時・一体的・包括的に推進。



## (2) スマートシティと個人情報保護法



### 個人情報保護法：規制の概要

#### 個人情報該当性

取扱いデータが個人情報に該当するのか  
要配慮個人情報該当性

#### 取得フェーズ

利用目的の通知公表（適切なプラポリ）  
要配慮個人情報（本人の同意取得）

#### 管理フェーズ

安全管理措置・従業員／委託先の監督  
権利行使への対応

#### 提供フェーズ

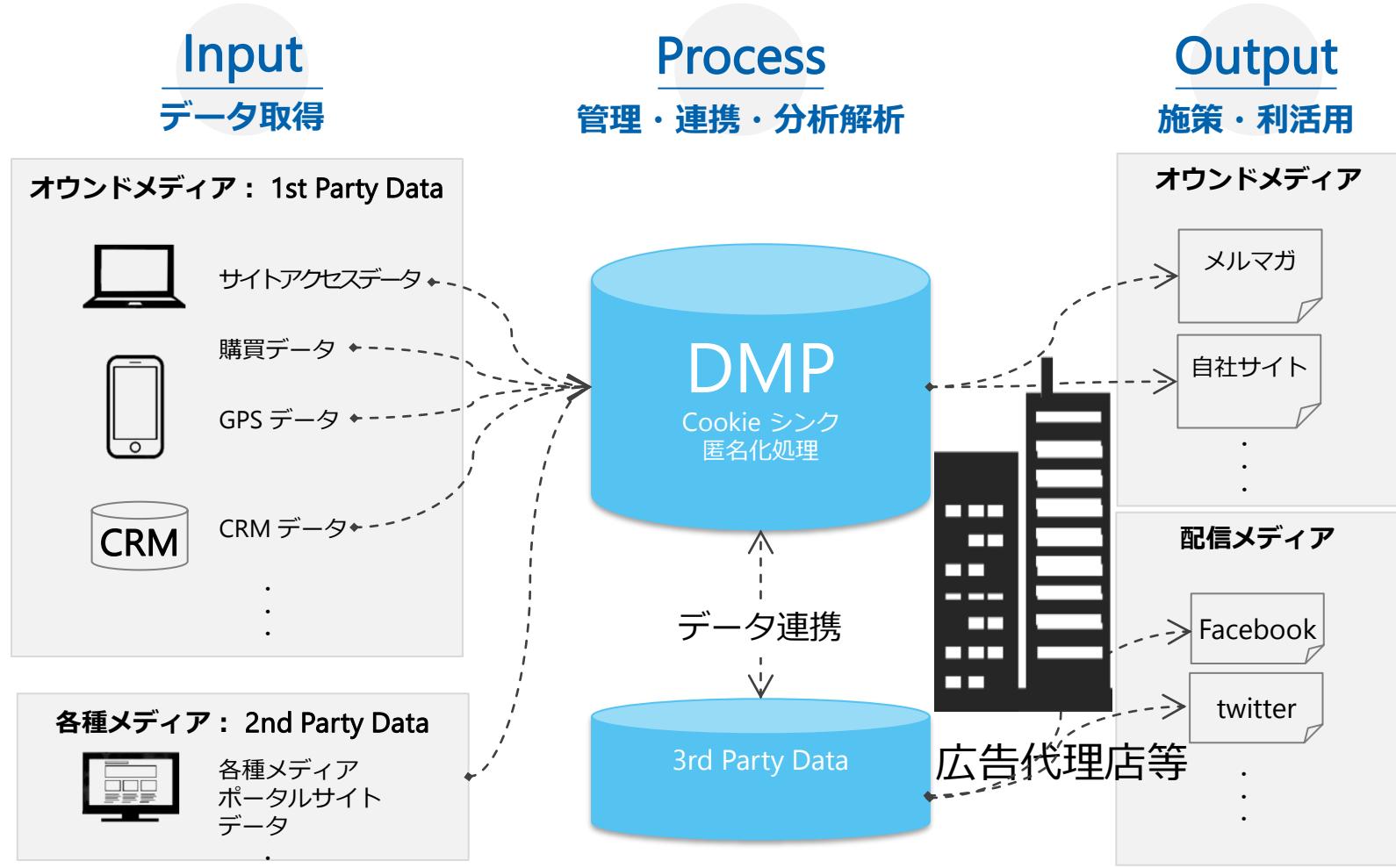
第三者提供の同意／委託・共同利用の枠組  
外国にある第三者への提供

※なお、2022年4月1日に改正個人情報保護法が施行

※個人関連情報の第三者提供時の確認記録義務にも注意

## (2) スマートシティと個人情報保護法

### データの取得・管理・利用/提供の3つのフェーズ



## (2) スマートシティと個人情報保護法



### 課題

- ・データ利用目的・データ提供先を踏まえて、  
**データ取得フェーズにおいて予め適切な対応を行う必要**
- ・個人情報保護法の規制を越えた、  
**プライバシーへの配慮の取り組みが必要**



### To do

- ・データの取得・管理・利用・提供の各フェーズを一気通貫でレビューする
- ・法規制・自主ルールの遵守対応を行う
- ・ユーザーの不安全感除去のための施策を行う

### (3) 個人情報保護法改正の全体像



- ① 個人関連情報の第三者提供時の確認記録義務
- ② 個人データの越境移転規制の強化
- ③ 個人データの漏えい等の報告・通知義務
- ④ 個人の権利の拡大
- ⑤ 個人データの安全管理措置に係る公表
- ⑥ 不適正利用禁止の明文化
- ⑦ 仮名加工情報創設とデータ利活用促進
- ⑧ オプトアウト規制強化
- ⑨ ペナルティ強化

#### (4) 情報漏えいインシデント対応



## 2. 業界別ルール

- (1) 業界別ルール
- (2) 医療・ヘルスケアデータと3省2ガイドライン

## 個人情報保護法：規制の概要

### 個人情報該当性

取扱いデータが個人情報に該当するのか  
要配慮個人情報該当性

### 取得フェーズ

利用目的の通知公表（適切なプラポリ）  
要配慮個人情報（本人の同意取得）

### 管理フェーズ

安全管理措置・従業員／委託先の監督  
権利行使への対応

### 提供フェーズ

第三者提供の同意／委託・共同利用の枠組  
外国にある第三者への提供

※なお、2022年4月1日に改正個人情報保護法が施行

※個人関連情報の第三者提供時の確認記録義務にも注意

**個人情報保護法とは別途  
業界別ルールが存在する**

## (2) 3省2ガイドライン：概要

厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」  
(2022年4月：第5.2版)

総務省・経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」(2020/8策定, 2022/8改定)

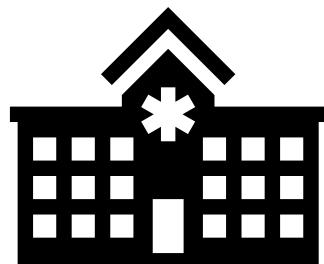
⇒医療分野の情報セキュリティを定めるもの

### 厚生労働省ガイドライン

対象：医療機関等

病院・診療所、薬局

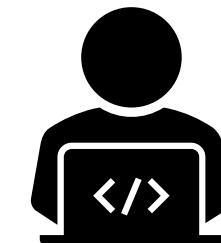
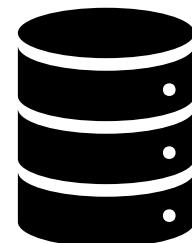
訪問介護ステーション等



### 総務省・経産省ガイドライン

対象：システム開発・運用事業者（外部委託先）

クラウドサービス事業者等



## (2) 3省2ガイドライン：厚労省GL



### 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」 (2022年4月：第5.2版)

➤ 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインとして医療機関等に求められる対策を示すもの = 安全管理措置の特則的な立ち位置

#### 6 医療情報システムの基本的な安全管理

- 6.1 方針の制定と公表
- 6.2 医療機関等における情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の実践
- 6.3 組織的安全管理対策（体制、運用管理規程）**
- 6.4 物理的安全対策**
- 6.5 技術的安全対策**
- 6.6 人的安全対策**
- 6.7 情報の破棄**
- 6.8 医療情報システムの改造と保守
- 6.9 情報及び情報機器の持ち出し並びに外部利用について
- 6.10 災害、サイバー攻撃等の非常時の対応**
- 6.11 外部のネットワーク等を通じた個人情報を含む医療情報の交換に当たっての安全管理**
- 6.12 法令で定められた記名・押印を電子署名で行うことについて

#### 8 診療録及び診療諸記録を外部に保存する際の基準

- 8.1 電子保存の3基準の遵守
- 8.2 運用管理規程
- 8.3 外部保存を受託する事業者の選定基準及び情報の取扱いに関する基準**
- 8.4 個人情報の保護**
- 8.5 責任の明確化

#### 10 運用管理について

- 付則1 電子媒体による外部保存を可搬媒体を用いて行う場合
- 付則2 紙媒体のままで外部保存を行う場合

## (2) 3省2ガイドライン：厚労省GL



### 8.3 外部保存を受託する事業者の選定基準及び情報の取扱いに関する基準

#### 2. 医療機関等が外部の事業者との契約に基づいて確保した安全な場所に保存する場合

(1) 保存した情報の取扱いに関して監督できるようにするために、外部保存を受託する事業者及びその管理者、電子保存作業従事者等に対する**守秘に関連する事項やその事項に違反した場合のペナルティを契約書等で定めること。**

(2) 医療機関等と外部保存を受託する事業者を結ぶネットワーク回線に関しては**6.11章（注：「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」）を遵守させること。**

(3) 総務省・経済産業省の定めた**「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」**を遵守することを契約等で明確に定め、少なくとも定期的に報告を受ける等で確認をすること。

(4) 外部保存を受託する事業者の選定に当たっては、事業者のセキュリティ対策状況を示す資料を確認すること。例えば、**「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」**における**「サービス仕様適合開示書」**の提供を求めて、確認することなどが挙げられる。

(5) **外部保存を受託する事業者に、契約書等で合意した保守作業に必要な情報以外の情報を閲覧させないこと。**なお保守に関しては、6.8章を遵守すること。

(6) 保存した情報 (Cookie、匿名加工情報等、個人を特定しない情報を含む。本項において以下同じ。) を**独断で分析、解析等を実施してはならないことを契約書等に明記するとともに、外部保存を受託する事業者に遵守させること。**

(7) 保存した情報を、**外部保存を受託する事業者が独自に提供しないように、契約書等で情報提供について定めること。**外部保存を受託する事業者が提供に係るアクセス権を設定する場合は、適切な権限を設定させ、情報漏えいや、誤った閲覧（異なる患者の情報を見せてしまう又は患者に見せてはいけない情報が見えてしまう等）が起こらないようにさせること。

## (2) 3省2ガイドライン：厚労省GL



### 8.3 外部保存を受託する事業者の選定基準及び情報の取扱いに関する基準

**(8)保存された情報を格納する機器等が、国内法の適用を受けることを確認すること。**

**(9)外部保存を受託する事業者を選定する際は、(1)から(8)のほか、少なくとも次に掲げる事項について確認すること。**

- a. 医療情報等の安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備状況
- b. 医療情報等の安全管理に係る実施体制の整備状況
- c. 不正ソフトウェア等のサイバー攻撃による被害を防止するために必要なバックアップの取得及び管理の状況
- d. 実績等に基づく個人データ安全管理に関する信用度
- e. 財務諸表等に基づく経営の健全性
- f. プライバシーマーク認定又は ISMS 認証を取得していること
- g. 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」の「セキュリティクラウド認証等」に示す下記のいずれかの認証等により、適切な外部保存に求められる技術及び運用管理能力の有無。
  - ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)
  - ・JASAクラウドセキュリティ推進協議会CSゴールドマーク
  - ・米国 FedRAMP
  - ・AICPA SOC2 (日本公認会計士協会 IT7号)
  - ・AICPA SOC3 (SysTrust/WebTrust) (日本公認会計士協会 IT2号)
- 上記認証等が確認できない場合、下記のいずれかの資格を有する者による外部監査結果により、上記と同等の能力の有無を確認すること
  - ・システム監査技術者
  - ・Certified Information Systems Auditor ISACA認定
- h. 医療情報を保存する機器が設置されている場所(地域、国)
- i. 受託事業者に対する国外法の適用可能性

## (2) 3省2ガイドライン：総務省・経産省GL



総務省・経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」（2020/8策定,2022/8改定）

### ➤ 医療機関等との契約等に基づいて医療情報システムやサービスを提供する事業者に求められる対策を示すもの

#### 1. 本ガイドラインの基本方針

- 1.1. 本ガイドライン策定の経緯
  - 1.1.1. 医療情報に関する法整備
  - 1.1.2. 医療情報安全管理ガイドライン
  - 1.1.3. 総務省・経済産業省ガイドライン
  - 1.1.4. 状況の変化に対する改訂の必要性
- 1.2. 本ガイドラインの策定方針
- 1.3. 本ガイドラインの構成

#### 2. 本ガイドラインの対象

- 2.1. 本ガイドラインが対象とする医療情報と事業者
- 2.2. 医療情報システム等の代表的な提供形態
  - 2.2.1. 1社で提供するケース
  - 2.2.2. 複数の事業者が提供するケース
  - 2.2.3. 医療機関等が複数社と契約するケース

#### 3. 医療情報の安全管理に関する義務・責任

- 3.1. 法律関係
  - 3.1.1. 安全管理義務
  - 3.1.2. 対象事業者の説明義務
  - 3.1.3. 情報セキュリティ事故等発生時における義務と責任
- 3.2. 医療情報システム等のライフサイクルにおける義務と責任
  - 3.2.1. 契約前の合意形成及び契約中の合意の維持
  - 3.2.2. 通常時の義務
  - 3.2.3. 危機管理対応時の義務及び責任

#### 4. 対象事業者と医療機関等の合意形成

- 4.1. 医療機関等へ情報提供すべき項目
- 4.2. 医療機関等との役割分担の明確化
- 4.3. 医療情報システム等の安全管理に係る評価
- 4.4. 第三者認証等の取得に係る要件

#### 5. 安全管理のためのリスクマネジメントプロセス

- 5.1. リスクマネジメントの実践
  - 5.1.1. リスク特定
  - 5.1.2. リスク分析
  - 5.1.3. リスク評価
  - 5.1.4. リスク対応の選択肢の選定
  - 5.1.5. リスク対応の実施手順
  - 5.1.6. リスクコミュニケーション
  - 5.1.7. 繼続的なリスクマネジメントの実践
- 5.2. リスクアセスメント及びリスク対応の実施例
  - 5.2.1. リスクアセスメント
  - 5.2.2. リスク対応

#### 6. 制度上の要求事項

- 6.1. 医療分野の制度が求める安全管理の要求事項
- 6.2. 電子保存の要求事項
- 6.3. 法令で定められた記名・押印を電子署名に代える場合の要求事項
- 6.4. 取扱いに注意を要する文書等の要求事項
- 6.5. 外部保存の要求事項

#### 用語集

## (2) 3省2ガイドライン：厚労省GLの改定



時期	会議・イベント	主な議事など
12/15(木) (本日)	第13回 健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用WG	・第6.0版での対応内容、各編（概要）の審議
12月 下旬	第14回 健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用WG（持ち回り）	・第6.0版パブリックコメント案の審議
1月 上旬～ 2月上旬	第6.0版 パブリックコメント 開始	・パブリックコメント結果を踏まえた 第6.0版 最終案に向けた調整
2月 中旬	第6回 ガイドライン改定作業班	・第6.0版 最終案の確認 ・別添資料に関する検討
2月 中旬～ 2月下旬	第15回 健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用WG	・第6.0版 最終案、別添資料の審議
2月下旬～ 3月上旬	第6.0版、別添資料 公表	

出典：第13回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ【資料2－1】「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」について（2022年12月15日）12頁より抜粋

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29667.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29667.html)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001024397.pdf>

## (2) 3省2ガイドライン：厚労省GLの改定



### 2. 第6.0版の骨子（案）

- ガイドライン第5.2版の本編と別冊について、内容面の必要な見直しを行った上で、対象とする読者類型ごとに分冊化を行い、①各編に共通する前提内容を整理した概説編（Overview）、②医療機関等において組織の経営方針を策定し意思決定を担う経営層を対象とした経営管理編（Governance）、③医療情報システムの安全管理（企画管理、システム運営）の実務を担う担当者を対象とした企画管理編（Management）、④医療情報システムの実装・運用の実務を担う担当者を対象としたシステム運用編（Control）の4編構成とする。
- 4編については、それぞれ以下の内容を記載するものとする。

#### ① 概説編（Overview）

各編を理解する上で前提となる考え方や各編の概要等を示すものとする。主な内容は以下のとおり。

- ・ ガイドラインの目的
- ・ ガイドラインの対象

（医療機関等の範囲、医療情報・文書の範囲、医療情報システムの範囲）

- ・ ガイドラインの構成、読み方
- ・ ガイドラインの各編を読むに当たって前提となる考え方

（医療情報システムの安全管理の目的、安全管理に必要な要素、関連する法令等）

等

出典：第14回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ【資料1】「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の骨子（案）について（2023年2月16日）より抜粋  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31234.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31234.html)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001059709.pdf>

## (2) 3省2ガイドライン：厚労省GLの改定



### ② 経営管理編 (Governance)

主に以下の内容について、経営層として遵守・判断すべき事項、企画管理やシステム運営の担当部署及び担当者に対して指示、管理すべき事項とその考え方を示すものとする。

- ・ 医療情報システムの安全管理に関する責任・責務
- ・ リスク評価を踏まえた管理  
(情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の実践等)
- ・ 医療情報システムの安全管理全般  
(経営層による内部統制、情報セキュリティ対策の設計及び管理、事業継続計画 (BCP) の整備を含む情報セキュリティインシデントへの対策等)
- ・ 医療情報システム・サービス事業者との協働  
(当該事業者の選定、管理、当該事業者との責任分界等)

等

出典：第14回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ【資料1】「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の骨子（案）について（2023年2月16日）より抜粋  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31234.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31234.html)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001059709.pdf>

## (2) 3省2ガイドライン：厚労省GLの改定



### ③ 企画管理編 (Management)

主に以下の内容について、医療機関等において組織体制や情報セキュリティ対策に係る規程の整備等の統制等の安全管理の実務を担う担当者として遵守すべき事項、医療情報システムの実装・運用に関してシステム運用担当者に対する指示・管理を行うに当たって遵守すべき事項とその考え方を示すものとする。

- ・ 医療情報システムの安全管理全般  
(関連する法制度、安全管理方針の策定、責任分界、管理・監査体制、必要な規程・文書類の整備、職員及び委託先の医療情報システム・サービス事業者の人的管理等)
- ・ リスクアセスメント（リスク分析・評価）とリスクマネジメント（リスク管理）
- ・ 情報管理（情報の持ち出し、破棄等）
- ・ 医療情報システムに用いる情報機器等の管理
- ・ 非常時（災害、サイバー攻撃、システム障害）の対応と非常時に備えた通常時からの対策
- ・ サイバーセキュリティ対策  
(通常時、サイバー攻撃に起因する非常時及び復旧対応時における対応を整理した計画の整備等)
- ・ 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限管理
- ・ 法令で定められた記名・押印のための電子署名

等

出典：第14回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ【資料1】「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の骨子（案）について（2023年2月16日）より抜粋

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31234.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31234.html)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001059709.pdf>

## (2) 3省2ガイドライン：厚労省GLの改定



### ④ システム運用編 (Control)

主に以下の内容について、医療機関等の経営層や企画管理者の指示に基づき、医療情報システムを構成する情報機器、ソフトウェア、インフラ等の各種資源の設計、実装、運用等の実務を担う担当者として適切に対応すべき事項とその考え方を示すものとする。

- ・ 医療情報システムの安全管理における技術的対策  
(端末等の情報機器、ソフトウェア、ネットワークに対する安全管理措置等)
- ・ システム設計・運用に必要な規程類と文書体系
- ・ 技術的な対応における責任分界
- ・ リスクアセスメントを踏まえた安全管理対策
- ・ 非常時（災害、サイバー攻撃、システム障害）の対応と非常時に備えた通常時からの対策
- ・ サイバーセキュリティ対策  
(情報機器等の脆弱性対策、バックアップの実施・管理等)
- ・ 医療情報システムの利用者や連携するアプリケーションの認証等及び権限管理
- ・ 電子署名に関する技術的対応

等

出典：第14回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ【資料1】「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の骨子（案）について（2023年2月16日）より抜粋

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31234.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31234.html)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001059709.pdf>

### 3. 改正電気通信事業法の概要

- (1) 改正電気通信事業法の概要
- (2) 適用対象事業者
- (3) 外部送信規律の内容
- (4) 外部送信規律への対応

# (1) 改正電気通信事業法の概要

## 1. 「特定利用者情報の適正な取扱い」関係

赤枠部分が質問対象

P7

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」を提供する電気通信事業者に対する規律（※）

P10

（※）検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務を提供する者も対象

P8

P9

① **特定利用者情報**（※）の取扱規程（＝社内ルール）**の策定・届出**

（※）通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる**利用者**の情報が含まれる。

② **特定利用者情報の取扱方針の策定・公表**

③ **毎事業年度、特定利用者情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映**

④ **上記事項の統括管理者の選任・届出、職務遂行義務**

⑤ **特定利用者情報の漏えい時の報告**

## 2. 「外部送信」関係

「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」を提供する電気通信事業を営む者に対する規律

- 電気通信サービスを提供する際に、氏名などの個人情報だけでなく、IDや閲覧履歴等を含め、**利用者に関する情報を外部送信**する指令を利用者に送信する場合、外部送信のプログラムを送る前に、当該利用者に**確認の機会**（通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれか）**を付与**

## (2) 適用対象事業者

### 電気通信事業を営む者 (=電気通信事業法の対象範囲)

#### 電気通信事業者 (登録・届出が必要)

(電気通信回線設備を設置する者又は他人の通信を媒介する電気通信事業を営む者)

例：携帯電話、ブロードバンドサービス等を提供する者

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者

左記以外の電気通信事業者

#### 電気通信事業者以外の者 (登録・届出が不要)

(電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業を営む者)

例：検索、SNS、オンラインショッピングモール、オンラインオークション等を提供する者

特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律

なし

(自主的な取組のみ)

利用者の利益に及ぼす影響が少くない電気通信役務を提供する者

外部送信に関する規律

「電気通信事業を営む者」に該当しない者

- ①「自分」のために電気通信役務を提供する者  
又は
- ②利益を得ようとせず、無償や原価ベースで電気通信役務を提供する者

## (2) 適用対象事業者



「電気通信役務の提供自体が事業(目的)」であって、当該事業で利益を得ようとする場合は、  
「電気通信事業を営む者」に該当します。

### 登録・届出※1 電気通信事業者

※1 電気通信事業法第164条第1項第1号(専ら一の者への提供)、第2号(同一構内の設備で提供)及び第3号に規定する電気通信事業は登録・届出の適用が除外。

- ◆ 固定・携帯電話
- ◆ インターネット接続サービス
- ◆ 利用者間のメッセージ媒介サービス
- ◆ web会議システム<sup>※3</sup>



例

※3 参加者を限定した(宛先を指定した)会議が可能なシステムは届出が必要です。

### 登録・届出不要の電気通信事業を営む者 (第3号事業<sup>※2</sup>を営む者 等)

※2 電気通信事業法第164条第1項第3号(電気通信回線設備を設置せずに、他人の通信を媒介しないサービスを提供)に規定する電気通信事業。

- ◆ SNS<sup>※4</sup>
- ◆ オンライン検索サービス
- ◆ オンラインショッピングモール/オークションモール<sup>※4</sup>
- ◆ 各種情報のオンライン提供



※4 これらに付随した「メッセージ媒介サービス」(SNSのダイレクトメッセージなど)は届出が必要です。

### 「電気通信事業」に該当しないもの

#### ◆企業・個人・自治会等のホームページ運営

**ポイント** 「自己の情報発信のために運営」する場合は「自己の需要のため」に実施しているものとなります。

例

- ◆ 【金融】証券・金融商品等についてのオンライン販売
- ◆ 【小売】モノ・商品についてのオンライン販売
- ◆ 【メーカー】製造した商品についてのオンライン販売

**ポイント** 「電気通信役務の提供が事業の目的ではなく、オンラインは事業の遂行の手段として活用」している場合は、「自己の需要のため」にオンラインを活用しているものとなります。

## (2) 適用対象事業者

- 一般の事業者⇒対応不要
- 第3号事業を営む者⇒**外部送信に関する規律**
  - S N S
  - オンライン検索サービス
  - オンラインショッピングモール／オークションモール
  - 各種情報のオンライン提供
- 電気通信事業者⇒**外部送信に関する規律**
  - 固定・携帯電話
  - インターネット接続サービス
  - 利用者間のメッセージ媒介サービス
  - Web会議システム
- 大規模な電気通信事業者⇒+**特定利用者情報の適正な取扱い**

# (3) 外部送信規律の内容

## ①通知の方法

法令	内容
<p><b>【法27条の12柱書】</b></p> <p>総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>通知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページやアプリケーションの所在に関する情報（URL等）を即時に（ポップアップ等により）表示</li> <li>• 上記と同等以上に利用者が容易に認識できるように表示する</li> </ul> </li> <li>● <b>容易に知り得る状態</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて表示する</li> <li>• 情報送信指令通信を行うアプリケーションを利用する際に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において公表すべき事項を表示する</li> <li>• 上記と同等以上に利用者が容易に到達できるように表示する</li> </ul> </li> </ul>

# (3) 外部送信規律の内容

## ②通知の内容

法令	内容
<p><b>【法27条の12柱書】</b></p> <p>総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならぬ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●送信されることとなる利用者に関する情報の内容</li> <li>●利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備</li> <li>●その他</li> </ul> <p>※いずれも情報送信指令通信ごと</p>

## (4) 外部送信規律への対応



2023年6月16日  
改正電気通信事業法 施行予定

それまでに

適用対象サービスの洗い出し

取扱いクッキーの洗い出し

クッキー・ポリシーの策定

実装方法検討と実装

## 4. ガイドラインの解説

- (1) 事業者向けガイドライン
- (2) 住民向けガイドライン
- (3) PIAガイドライン

各ガイドラインを画面共有します

## 5. 実務Q&Aセッション

- メールアドレス・住所・電話番号だけでも個人情報に該当しますか。SNSのアカウント名はどうですか。位置情報についてはどうですか。
- 個人情報保護法上の個人情報とプライバシーとはどう違うのですか。
- 住民データの利活用において、グレーなラインと黒のラインはどのあたりですか。
- 個人情報保護法対応は、まず何から始めたら良いのでしょうか。

ご清聴ありがとうございました